

<施策の方向>

(1) 職業能力開発と能力発揮への支援

- ① 就業者の職業能力の開発及び向上を図るため、公共職業訓練等を実施します。(職業能力開発課)
- ② 企業における教育訓練の促進を図るため、企業に訓練費用の助成を行います。(職業能力開発課)
- ③ 就業を希望する人のために、職業訓練や職業意識の啓発のための講習会等を開催します。(労政雇用課、職業能力開発課)

(2) 情報提供の充実

- ① 職業能力開発を希望する人のために、相談体制や情報提供の充実を図ります。(職業能力開発課)
- ② 就業を希望する人のために、職業相談や情報提供の充実を図ります。(労政雇用課)
- ③ 起業を目指す女性に対して、必要な知識や手法に関する情報提供や学習機会の提供を行います。(男女共同参画課)

(3) 就業条件の整備

- ① パートタイム労働者の就業条件の改善と向上のために「パートタイム労働法」の周知徹底を図ります。(労政雇用課)
- ② 派遣労働者の適正な就業を確保するため「労働者派遣法」の周知徹底を図ります。(労政雇用課)
- ③ フレックスタイム制、在宅勤務、SOHOなどさまざまな就業形態の普及に努めます。(労政雇用課)
- ④ 雇用関係・労使関係の安定を図る労働相談や個別の労使紛争（個々の労働者と使用者との間の労働条件その他の労働関係に関する紛争）の「あっせん」制度を実施します。(労政雇用課、地方労働委員会)

重点目標3 仕事と家族的責任の両立支援

<現状と課題>

少子・高齢化、核家族化等が進行する中で、仕事を持つ男女が、仕事と育児や介護などの家族的責任を果たすことができる社会づくりが重要です。

家庭生活と職業生活の両立は、男女共同参画社会を実現していく上で重要な課題であることから、男女共同参画社会基本法の基本理念の一つとして「家庭生活における活動と他の活動の両立」が掲げられています。

特に男性は、従来の職場中心のライフスタイルから職場、家庭、地域にわたるバランスのとれたライフスタイルへの転換が求められています。

「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」によると、男女平等・男女共同の実現のために優先すべきこととして、「男性が家事・育児・介護などの負担を十分に理解し、協力することや「職場において家庭を持つ男女が育児・介護休暇を取得しやすくなる」ことが必要とされています。

このため、労働時間の短縮を推進する啓発や、保育サービスの充実及び育児・介護休業制度の定着等を支援する必要があります。

<施策の方向>

(1) 家族的責任を有する労働者への支援

- ① 「やまなしエンゼルプラン」に基づく、きめ細かな保育サービスや民間の子育てサービスへの支援及び放課後児童対策を充実します。(児童家庭課、医務課)
- ② 育児や介護の相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター」の活動に対して支援を行うとともに、広域的利用の観点からの設置や運営の検討を行います。(労政雇用課)
- ③ 家族的責任を担う男女が、仕事との両立ができるよう育児・介護休業制度の周知と普及を図ります。(労政雇用課)
- ④ 配偶者の出産時における父親の出産休暇について、育児休業の制度を活用して取得が可能であることを周知し普及を図ります。(労政雇用課)
- ⑤ 事業主に対し、小学校就学前の子の病気や怪我のための看護休暇の導入を働きかけます。(労政雇用課)
- ⑥ 育児及び介護休業中の労働者に対する勤労者福祉資金融資制度を充実するとともに、制度の普及を図ります。(労政雇用課)
- ⑦ 事業主に対する育児・介護雇用安定助成金制度等が活用されるよう制度の普及を図ります。(労政雇用課)
- ⑧ 労働者の仕事と家庭の両立を支援する事業主の取組を紹介し、その取組の普及を図ります。(労政雇用課)
- ⑨ 仕事と家庭の両立支援のためのシンポジウムや研修会等を開催します。(男女共同参画課、労政雇用課)

(2) 総労働時間の短縮

- ① 労働者が職業生活と家庭生活との両立を図りつつ、地域社会にも参加することを可能にするため、時間外労働の短縮を推進するよう関係機関と連携して事業主等に啓発を行います。(労政雇用課)
- ② 年次有給休暇と週休日等の組み合わせによる1週間以上の連續する休暇やリフレッシュ休暇制度等の普及を図ります。(労政雇用課)

重点目標4 自営の農林業、商工業における女性の就業環境の整備

<現状と課題>

自営の農林業や商工業に従事する女性は、経営や生産の実質的な担い手として重要な役割を果たしていますが、女性が果たしている役割が十分認識・評価されていない状況もあります。

また、自営の農林業や商工業は家族経営が多く、経営や生産が生活と密接につながっていることから、労働時間や休日等が不明確になります。

農林業や商工業の一層の発展と活性化を図るため、自営の農林業や商工業に従事する女性の役割が正当に評価され、男性と共に経営に参画していくことができるよう、女性の経営参画に対する理解を促進するための情報の提供と啓発を行うとともに、健康で快適に働く労働環境づくりが大切です。

さらに、農業の分野においては、家族経営協定の締結による家庭内のルールづくりを推進するとともに、農村女性による地域の資源を活用した起業活動などを支援していく必要があります。

<施策の方向>

(1) 自営の農林業に従事する女性の条件整備

- ① 自営の農林業に従事する女性の生産技術や経営管理能力の向上を図るために指導を充実するとともに、農林業従事者に対し自営の農林業に従事する女性の経営参画に対する理解を促進します。(林業振興課、農業技術課)
- ② 農林業従事者に対し、自営の農林業に従事する女性の果たす役割が正当に評価され、財産管理が男女平等に行われるよう情報の提供と啓発を図るとともに、農業における家族経営協定締結など家庭内のルールづくりを推進します。(林業振興課、農業技術課)
- ③ 農業委員、農業協同組合理事など方針決定の場への女性の参画を進めるよう、市町村や農業協同組合及び農業従事者などに働きかけます。(農政総務課、指導検査室、農業技術課)
- ④ 地域の資源を活用した女性グループによる起業活動を支援します。(農業技術課)
- ⑤ 活力ある地域社会をつくるため、農村女性によるネットワークづくりを推進します。(農業技術課)

(2) 自営の商工業に従事する女性の条件整備

- ① 家族経営の中で女性の労働に対し適切な経済的評価がされるよう、自営の商工業者の関連団体を通じ指導助言を行います。(商工総務課)
- ② 商工会などに対し、自営の商工業従事者が健康で快適に働くよう開閉店時間や休業日の設定等労働環境の整備を働きかけます。(商工総務課)
- ③ 自営の商工業者やその関連団体に対し、生産や経営の方針決定の場へ女性の参画を進めるよう働きかけます。(商工総務課)
- ④ 自営の商工業者の関連団体に対し、男女共同参画を推進するための情報提供や意識啓発を行います。(男女共同参画課、商工総務課)

基本目標IV 健康で安心して暮らせる環境づくり

女性の職場進出等にともなって、家庭における役割分担が見直されていますが、依然として「家事や育児、介護は女性」とする意識は根強いものがあり、さらに核家族化等により、女性の子育てに対する不安や負担が大きくなっています。

「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」(山梨県：平成12年)によると、「男女共同参画社会を実現するために、今後、県はどんな点に力をいれていくべきか」の問い合わせに対して、「保育施設・保育サービス、高齢者や病人の介護施設・介護サービスを充実する」を選んだ人が48.4%と最も多く、男性より女性が強く要望しています。

結婚観やライフスタイルの変化等により少子化が進んでいることから、子どもを持ちたい男女が、安心して子

どもを産み育てられるよう、子育ての社会的支援が強く求められています。

また、高齢化が進む中で、高齢者が介護が必要になったときに、安心して介護が受けられるよう介護保険制度の着実な実施を図るとともに、長くなった高齢期が健康で活力に満ちた豊かなものとなるよう、高齢者も地域社会の一員として積極的に役割を担っていくことが求められます。

健康で生きがいを持ち、人間として尊厳を持って暮らすことは、高齢者、障害者を含むすべての人にとって共通の願いです。

このため、一人ひとりが健康で安心して暮らせる環境づくりを推進することが重要です。特に女性は、思春期から妊娠・出産期、更年期、高齢期まで女性特有の問題を抱えているため、生涯を通じての健康と人権を求めたリプロダクティブ・ヘルス／ライツの観点に立った健康支援が必要です。

重点目標1 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

<現状と課題>

都市化、核家族化が進行する中で、家庭における育児機能や地域の教育力が低下し、親の子育てに対する不安や子どもへの虐待、学校におけるいじめや不登校などが大きな社会問題となっています。

また、女性の職場進出にともない、子育てと仕事を両立することが重要な課題となってきたことから、さまざまなニーズやライフスタイルに応じた多様で質の高い保育サービス等を充実していくことが求められています。

「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」においても、男女共同参画社会を実現するための県に対する要望として、保育施設等の充実が強く求められています。

さらに、ひとり親家庭等においては、育児に対する時間が十分とれないなどの問題を抱えがちであり、また、多くの場合女性は経済的な問題も抱えています。

このため、子どもを産みたい女性が安心して子どもを産み、男性も共に子育ての喜びや楽しみを見いだすことができるよう、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる領域で連携を密にして、情報提供、相談事業、保育事業などの充実を図り、地域ぐるみの子育て支援を推進する必要があります。

<施策の方向>

(1) 多様な子育てニーズへの対応

- ① 子どもの個性や発達の状況に応じた保育、子育てと仕事の両立を支援する保育など、さまざまなニーズに沿った低年齢児保育、延長保育、障害児保育、病後児等の一時的保育など特別保育事業を推進します。(児童家庭課、健康増進課)
- ② 地域の子育て家庭への支援のため、保育所を地域の子育て資源として活用する地域子育て支援センターやチャイルドセンターの整備促進に努めます。(児童家庭課)
- ③ 保育内容の質的充実や地域の子育て支援をするため、保育士等職員の研修を行い資質の向上を図ります。(児童家庭課)
- ④ 昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等に対し、児童館、公民館、保育所、学校等を利用して、放課後に遊びの指導などを行う放課後児童クラブ（学童保育）の設置や、児童クラブ指導員の資質の向上に努めます。(児童家庭課)
- ⑤ 子育て支援策に関して、インターネットなどを通じて情報を提供するとともに、市町村や保育機関における情報提供の充実を図るよう働きかけます。（児童家庭課、健康増進課）

(2) 子どもを取り巻く環境の整備

- ① 乳幼児医療について、「現物給付」による公費負担制度の確立及び児童手当の充実や保育料等子育てにかかる諸経費の軽減を図るよう、国に対して要望します。(児童家庭課)
- ② 子育ての不安や悩み、家庭に関する各種相談機関の充実に努めるとともに、市町村や関係団体等との連携を密にし、電話や巡回による相談事業をはじめとする相談支援体制の整備に努めます。(児童家庭課、社会教育課)
- ③ 児童虐待の予防及び早期発見と虐待発見後の対応について、地域の関係機関をネットワーク化して効果的な対応を図るとともに、広報啓発を行い、児童虐待の防止に努めます。(児童家庭課、健康増進課)
- ④ 児童が健やかに育つ環境を確保するための地域における児童館や児童センターなどの整備促進、完全学校週5日制に対応し、さまざまな体験活動や家庭教育支援に関する情報提供を行う子どもセンターなど、地域

ぐるみの子育て支援事業を推進します。(児童家庭課、社会教育課)

(3) ひとり親家庭等への支援

- ① ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、ファミリーダイヤルや母子相談員等による各種相談機能の充実を図ります。(児童家庭課)
- ② 児童扶養手当の支給、母子寡婦及び父子福祉資金の貸付、介護人派遣事業やひとり親家庭医療費の助成等を推進します。(児童家庭課)

重点目標2 高齢者、障害者が安心して暮らせる環境の整備

<現状と課題>

本県では、高齢化が全国より早く進んでおり、中でも75歳以上の後期高齢者の3分の2は女性です。

「高齢者保健福祉実態調査」によると、寝たきり高齢者を介護している人の80%近くが、妻・娘・息子の妻たち女性であり、介護者の50%以上が、60歳代以上となっています。このように介護の負担が家族の中でもとりわけ女性に大きくかかっており、女性の介護に対する負担軽減を図ることが必要です。

このため、介護への男性の参画を促進するとともに、介護保険制度の着実な実施や寝たきり予防及び生活支援サービスの充実など、社会全体で介護を支える体制を充実する必要があります。

また、高齢者や障害者のニーズが反映され、自立しやすい社会基盤づくりに努めるとともに、高齢者や障害者の社会参画の機会の拡大や経済的自立を確保して、安心して暮らせる環境づくりを進めるため、職業訓練や就業機会の拡大、社会全体のバリアフリー化の推進、生涯学習の推進などを図ることが必要です。

<施策の方向>

(1) 介護体制の構築

- ① 介護を必要とする人に対し、社会全体で介護を支える仕組みとして創設された介護保険制度の着実な実施を図ります。(長寿社会課)
- ② 高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、訪問介護や通所サービス(デイサービス)等の整備を行い、在宅介護サービスの基盤の確保に努めます。(長寿社会課)
- ③ 地域の高齢者やその家族等に対する「寝たきりは予防できる」ことの普及啓発や、市町村における介護予防の適切かつ効果的な推進のため介護予防指導者養成を行うなど、介護予防及び生活支援サービスの充実を図ります。(長寿社会課、健康増進課)
- ④ 介護サービスの質の向上のためには、サービスを直接提供する人材の果たす役割が重要であるため、訪問介護員養成研修などにより、介護に係る人材の養成を行うとともに、人材の確保を図ります。(長寿社会課)

(2) 経済的な安定の確保

- ① 年金問題、税制問題、消費生活問題等の各種講座を開設します。(男女共同参画課、県民生活課)
- ② シルバー人材センターを充実するなど、高齢者が長年培った技能や経験等を生かした就業機会の拡大を図ります。(労政雇用課)
- ③ 職業生活の多様化に対応して、高齢者や障害者についてその能力を發揮するために職業訓練や雇用の安定を図ります。(長寿社会課、職業能力開発課)

(3) 高齢者、障害者の自立を容易にする社会基盤の整備

- ① 高齢者や障害者が安全で快適な生活が送れるよう、社会全体のバリアフリー化を推進し、自立しやすい社会基盤の整備を推進します。(障害福祉課)
- ② 障害者が自らの能力を最大限発揮しながら、主体的に社会参加できるよう、福祉サービスに携わる人材の養成・確保や地域におけるボランティア活動などの推進により、障害者の自立と社会参画を促進します。(福祉保健総務課、障害福祉課)
- ③ 高齢者が安心して生活できるよう、多様なニーズに対応した保健・福祉サービスの充実、老人医療対策等を推進します。(長寿社会課、国保援護課)
- ④ 高齢者が、豊かな知識や技能、生活の知恵などを生かしながら、共に社会を支える重要な一員として、積極的に社会参画できるよう、老人クラブ活動や生涯学習の推進を図り、高齢期を生きがいに満ち充実したものとするための高齢者の自主的な活動を支援します。(生涯学習文化課、長寿社会課、社会教育課)
- ⑤ 高齢者や障害者の仲間づくり、生きがいづくり、健康づくりを図るために、スポーツ、レクリエーション活動を支援します。(長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、スポーツ健康課)

重点目標3 生涯を通じた女性の健康支援

<現状と課題>

長い人生を健康でいきいきと過ごしていくためには、心と身体の健康づくりが大切であり、女性と男性がそれぞれの身体の特徴を十分理解し合い、お互いに思いやりを持って生きていくことが、男女共同参画社会の前提となります。

いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由や安全な妊娠・出産などの課題を含むリプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念の普及啓発に努め、特に女性が自らの身体や健康のために主体的に決めることが尊重され、多様な生き方を選択できる社会環境づくりが必要です。

近年、青少年の性行動が低年齢化・活発化している状況等を踏まえ、生命尊重・人間尊重・男女平等の精神に基づく異性観や自ら考え判断する意思決定の能力を身につけ、望ましい行動を取れるようにするために、性教育を含む健康教育の充実が必要です。

このため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透のための情報や学習機会の提供、周産期医療や相談体制の充実を図ることにより、健康づくりのための環境を整備するとともに、個人の主体的な健康づくりを社会全体で支援していくことが必要です。

<施策の方向>

(1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発と支援

- ① リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の社会への浸透を図るため、女性の生涯を通じた健康づくりの情報や学習機会の提供に努めます。(男女共同参画課、健康増進課、スポーツ健康課)
- ② 学校教育及び社会教育等を通じ、健康について自己管理ができるよう普及啓発するとともに、人権の尊重、生命の大切さ、男女平等などの心を養うため、性教育を含む健康教育の充実を図ります。(健康増進課、スポーツ健康課)
- ③ 喫煙、飲酒、摂食障害、薬物乱用、性感染症、HIV／エイズについて、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの観点から、正しい知識を学校教育や社会教育の場で普及するとともに、HIV／エイズに関し、予防から診療体制まで総合的に対策を推進します。(男女共同参画課、健康増進課、スポーツ健康課)
- ④ 心身の健康に対して、男女が共に深い関心を持ち、理解を深めるための普及啓発を行うとともに、女性の健康をめぐるさまざまな問題についてライフステージに応じたきめ細かな相談体制の充実を図ります。(健康増進課)
- ⑤ 生涯を通じた健康を支援するための健康づくり推進体制の一層の強化や、健康的な生活習慣の実践などの普及啓発を図るとともに、市町村等の実践活動の支援を行います。(健康増進課、スポーツ健康課)
- ⑥ 女性の健康増進のため、あらゆる年代に応じた女性のスポーツ参加を促進します。(スポーツ健康課)

(2) 母と子の健康の確保

- ① 女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごすことができるよう、社会全体がリプロダクティブ・ヘルス／ライツの大切さを理解し、母子の健康の確保を支援するよう啓発に努めます。(健康増進課)
- ② 妊娠から出産、乳幼児まで一貫して、健康診査、保健指導及び相談、医療援護等の医療サービスの提供が受けられる体制を充実します。(健康増進課)
- ③ 母子の生命や身体への影響が大きい周産期における母子の健康を確保するため、総合周産期医療センターを整備し、周産期医療を充実します。(医務課、健康増進課)
- ④ 県立看護大学等において助産師や保健師等の養成を図り、母子保健医療従事者の資質の向上と充足に努めます。(医務課)

基本目標V 男女共同参画社会づくりの計画的推進

「男女共同参画計画」に盛り込まれた施策は、広範多岐であり、県政全般にわたっています。したがって、この計画に基づく各施策は、総合的かつ効果的に取組を進めることが必要であることから、推進体制を整備・強化するとともに、各施策の適切な進行管理を行うことが重要です。

男女共同参画社会づくりの拠点施設である女性センターは、各種のセミナーや講座を通して県民の意識啓発に取り組むとともに、男女共同参画社会の実現に向けた積極的な学習や交流、グループ活動の場として大きな役割を果たしてきました。今後、より多くの人が男女共同参画に関心を持つよう、常に時代にあった事業の工夫が必要です。

県民一人ひとりが男女共同参画社会の実現を自らのこととして考え、行動するためには、身近な市町村の果たす役割は重要です。このため、地域の実情に応じ、男女共同参画行政を推進するよう、市町村との連携を保つとともに、必要な支援を行います。

また、自主的に活動をしている各種団体等を通じて、県民一人ひとりの意識改革を進めることも重要であり、特に県、市町村と各種団体等が相互に緊密な連携・協力を図りながら、男女共同参画社会を推進することが重要です。

重点目標1 推進体制の整備・充実

<現状と課題>

県は、男女共同参画社会の形成に向けた各施策の推進にあたっては所管するそれぞれの部署を有機的に結び、着実かつ効率的に進めていくことが必要です。

このため、庁内推進体制である県男女共同参画推進本部を充実するとともに本計画の進行管理を行い、諸施策を着実に推進する必要があります。

また、山梨県男女共同参画審議会の意見や提言を施策に反映する必要があります。

男女共同参画社会づくりの推進拠点である女性センターは、学習、交流、情報提供、相談、調査・研究等の場として多角的に利用され、男女共同参画の普及啓発や課題解決のために重要な役割を果たしてきました。さらに、女性センターで行われた事業の成果や蓄積された情報を、容易に入手できるような工夫が求められています。また、県民ニーズに的確に対応したセンターとするため、効果的な活用に努める必要があります。

男女共同参画社会の実現には、行政に携わる者が男女の人権に対する認識をより高め、その必要性を正しく認識し、その職務にあたることが必要です。

<施策の方向>

(1) 県における推進体制の整備・充実

- ① 男女共同参画に関する施策の一体的な推進を図るため、県男女共同参画推進本部における幹事会の定期的な開催など、各部相互の緊密な連携を図り、施策の推進と着実な進行管理に努めます。(男女共同参画課)
- ② 男女共同参画社会の形成に向け、あらゆる施策へ男女平等の視点を反映させるため、各部内に連絡推進体制を設けるなど、相互の情報交換や連携に努めます。(男女共同参画課)
- ③ 男女共同参画社会の推進のため、県男女共同参画審議会をはじめとする県民の意見を各施策に反映するよう努めます。(男女共同参画課)
- ④ 計画を着実に推進するため、数値目標を定め進捗状況を把握し、施策の検証・評価を行い、公表します。(男女共同参画課)
- ⑤ 県の各施策の立案に際し、その施策が男女共同参画に与える影響調査の方法の開発について、国の「男女共同参画影響調査」の研究成果などを参考に取り組みます。(男女共同参画課)

(2) 女性センターを活用した効果的な推進

- ① 女性センターを男女共同参画社会づくりの推進拠点として、より一層機能の充実を図ります。(男女共同参画課)
- ② 効率的に男女共同参画社会の形成を進めるため、女性センターや市町村施設等を情報ネットワークで結び、相互の連携を図ります。(男女共同参画課)
- ③ 女性を取り巻く問題解決のために女性総合相談機能を充実します。(男女共同参画課)
- ④ 自主講座やセミナーを効果的に実施するため、新たなプログラムの研究・開発、企画・立案等の機能強化を図ります。(男女共同参画課)
- ⑤ 女性団体等の活動拠点として、施設の利用や情報の提供などの支援を積極的に行います。(男女共同参画課)
- ⑥ 男女共同参画に関する情報拠点として、関係図書や統計資料等の提供機能を充実します。(男女共同参画課)

(3) 職員のジェンダーに敏感な視点の涵養

- ① 県の行政全体に男女共同参画の視点が取り入れられるよう、全ての職員を対象に、男女共同参画について理解を深めるとともに、男女平等の視点を養うための研修機会や情報提供の充実を図ります。(男女共同参画課、人事課)

- ② 男女平等の視点をあらゆる施策へ反映させるよう、特に施策の企画・立案に携わる職員の研修機会の充実を図ります。(男女共同参画課)

重点目標 2 市町村の推進体制等への支援

<現状と課題>

市町村における男女共同参画計画の策定や推進は、男女共同参画社会基本法で求められており、地域の実情に応じ、男女共同参画社会づくりを進めることが重要です。

県内の31市町村（平成13年12月現在）では、既に計画を策定し推進を図っていますが、全市町村が計画を策定し、積極的な取組を進める必要があります。

このため、県は、市町村の推進体制の充実や関連施策の着実な推進など、市町村における自主的な取組を支援します。また、県民、各種団体、行政機関関係者の連携と情報交換に努め、地域における男女共同参画社会の形成に向けた気運の醸成に努めます。

さらに、県が委嘱する男女共同参画推進リーダーが各市町村において、男女共同参画社会づくりに向け、地域住民とともに活発な活動ができるよう情報の提供や研修会等を開催します。

<施策の方向>

(1) 市町村の推進体制への支援

- ① 男女共同参画計画の策定を促進するため、男女共同参画担当課長会議の開催、情報提供等、市町村との連携を図り、市町村における推進を積極的に支援します。(男女共同参画課)
- ② 男女共同参画計画の推進を図るため、情報の提供、担当者研修会の開催等、市町村に対し積極的に必要な支援をします。(男女共同参画課)

(2) 男女共同参画推進リーダーへの支援

- 市町村における男女共同参画計画策定と推進を図るため、男女共同参画推進リーダーに対する研修会等を実施します。(男女共同参画課)

重点目標 3 男女共同参画社会づくりへ向けた各種団体等との連携

<現状と課題>

男女共同参画社会の実現のためには、行政による各種施策の計画的推進とともに県民一人ひとりの意識変革や自主的な行動が重要です。従来においても、県下各地域で開催している男女共同参画に関わる研修会等では、多数の県民の参画を得て、地域における身近な事例や課題を討議するなど男女共同参画社会へ向けてのさまざまな自主的な取組が行われてきました。今後においても、男女共同参画社会の形成を一層促進するため、県下全域において、より多くの県民の参画を得て取り組むことが重要です。

こうしたことから、各種団体やグループ等と相互の連携を強化し、男女共同参画社会に関わる情報の提供、女性団体等のリーダー養成研修会の開催、県民フォーラムの開催など男女共同参画社会の形成に向け、積極的な取組に努めます。

<施策の方向>

(1) 各種団体等との連携・

- 女性団体をはじめとする各種団体やグループ、企業等が男女共同参画社会の形成に向け、相互に連携を深め、一体となった活動が円滑に行えるよう支援します。(男女共同参画課)

(2) 女性団体への支援

- ① 女性団体や自主グループが、その主体性を發揮しながら、組織の力を結集してあらゆる場面で男女共同参画による地域づくりに貢献できるよう、その活動を支援します。(男女共同参画課)
- ② 女性の地域活動指導者の資質向上を図るとともに、ジェンダーに敏感な視点を定着させるための研修や交流会を開催します。(男女共同参画課)